

農地中間管理事業に係る業務効率化に向けた可能性調査等業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する農地中間管理事業に係る業務効率化に向けた可能性調査等業務委託を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

農地中間管理事業に係る業務効率化に向けた可能性調査等業務委託

2 業務の目的

改正農業経営基盤強化促進法が施行され、農地中間管理事業（以下、農地バンク事業）に携わる市町等及び農地中間管理機構（以下、農地バンク）の業務量が大幅に増加することが見込まれ、効率的な業務の執行が求められる。

そこで、本業務では、今後の事務の効率化を図るため、効率的な契約締結業務や情報管理業務（以下、「契約締結業務等」という。）に係る民間のノウハウ等を調査し、改善策の検討に繋げることを目的とする。

3 業務の内容

乙は、農地バンク事業の業務効率化に向け、本県での農地バンク事業の実施状況を踏まえ、幅広い業種を対象に契約締結業務等の参考となる事例（民間のノウハウ等）調査を実施し、調査結果を基に複数の改善策の提案を行う。（※本県での農地バンク事業の実施状況は甲から情報提供可能。）

なお、調査に関しては、以下の効率化に係る取組を5事例以上収集するとともに、改善策に関しては3つ以上提案すること。

- ・ デジタル技術等を活用し、契約締結業務等の省力化又は迅速化を図った取組で、本県での農地バンク事業に係る事務の効率化に資する事例

4 成果品の提出

業務に当たり、下記の報告書を提出すること。

(1) 中間報告書（9月）

乙は、令和7（2025）年8月31日までに整理及び調査した内容について中間報告書（様式任意）を作成し、電子データにより甲に提出すること。

【提出物】

- ① 中間報告書
- ② その他（本業務に要した各種資料、打合せ記録等）

【提出期限】

令和7（2025）年9月5日（金）

(2) 業務完了報告書（12月）

乙は、業務完了後、完了報告書（様式任意）を作成し、電子データにより甲に提出すること。

【提出物】

- ①完了報告書
- ②完了報告書概要版
- ③その他（本業務に要した各種資料、打合せ記録等）

【提出期限】 令和 7 (2025) 年 12 月 12 日（金）

5 委託料の支払

全ての業務完了後の精算払いとする。

6 権利の帰属

委託事業の成果品に関する権利はすべて甲に帰属するものとする。ただし、著作権を甲へ帰属できないものは、協議の上で決定するものとする。

7 実施体制

- (1) 業務遂行における体制を明確にした体制図及び業務に関して甲から問い合わせを行う際の責任者及び担当者の連絡先を記載した実施体制表を作成して提供すること。
なお、内容が変更となる場合は、速やかに報告すること。
- (2) 乙は、本業務及び本業務に関連する事項について、甲から問い合わせがあった場合には、適切な助言を行うとともに必要な支援を行うこと。

8 事業に係る経費

本業務に係る調査・報告・交通費・Web 会議の実施等の一切の経費は、委託金額に含まれるものとする。

9 留意事項

- (1) 乙は、業務の実施に伴い、契約書、仕様書及び関係法令等を遵守すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、甲と乙とで協議の上、対応すること。
- (3) 乙が委託事業を行うに当たって取り扱う個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 15 号）に基づいて取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。